



茨城県報

第 472 号

令和 6 年 (2024年) 1 月 4 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課) ……………	2
●大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) ……………	2
●まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲量の設定 (漁政課) ……	3
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●選挙管理委員会第 1 回定例会の招集……………	3
公 告	
●落札者等の公示 (2 件) (情報システム課) ……………	4
●開発行為の工事完了 (建築指導課) ……………	5
(企 業 局)	
●入札公告 (3 件) ……………	5
指 示	
(茨城海区漁業調整委員会)	
●漁業法に基づく指示 (4 件) ……………	19

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 1 号

茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城県教育委員会教育長 森 作 宜 民

茨城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会公告式規則 (昭和36年茨城県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第25条第 1 項」及び「又はその権限に属する事務の委任を受けた教育長 (第 3 条及び第 4 条において「教育長」という。)」を削り、「公告式に関して必要な事項」を「公布に関し必要な事項等」に改める。

第 2 条第 1 項中「議決した」を「その制定又は改廃の議決があった」に改め、同条第 2 項中「, 番号」を削り、「教育委員会教育長名」を「教育長名」に、「記入して教育委員会教育長の印を押さなければ」を「記入しなければ」に

茨城海区漁業調整委員会指示第 4 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

茨城海区漁業調整委員会指示第 5 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 6 年 1 月 4 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内